

「第 1 1 期研究計画・評価分科会における研究開発課題の評価について(案)」の主な変更点等について

令和 4 年 3 月 3 日
 研究計画・評価分科会事務局

1. 主な変更点について

| 主な変更点 | 該当ページ |
|---|---|
| 1. 分野別プラン策定に関する変更 | |
| ①「研究開発計画」を廃止し、「分野別研究開発プラン」に変更することによる所要の変更。 | 2、3、4、11、12、20、21、29、30 |
| ②中間評価について、条件を満たせば省略できるように改定。 | 2 |
| ③研究評価計画及び施策マップに変え、分野別研究開発プランの一部を利用。 | 4 |
| 2. 科学技術・イノベーション基本計画への対応に関する変更 | |
| ①科学技術・イノベーション基本計画に記載されている「2. 知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化」にある「(2) 新たな研究システムの構築」の「①信頼性のある研究データの適切な管理・利活用促進のための環境整備」にある「2022 年までに」「取組の現状」を「評価体系に導入する」に対応するため、データ等の取り扱いについての内容を追記。 | 6、10、15、19、23、28、33 |
| 3. フォーマット記載内容の明確化に関する変更 | |
| ①評価票フォーマットに文字で記載されていた記入における注意事項について、履行を促すため、表形式のフォーマットを挿入。 | 11、12、13、15、20、21、22、23、24、29、30、31、32、33 |
| 4. 評価結果の活用促進のための変更 | |
| ①評価において、指摘事項があった場合には、指摘事項のフォローアップができるように改定。 | 2、3、16、25、34、35 |
| ②研究計画・評価分科会における評価後は、当該分科会名での評価結果とし、審議に参加の委員名を明記。 | 4、5 |
| 5. その他 | |
| ①文部科学省における研究及び開発に関する評価指針を反映し、研究開発課題の事後評価は条件を満たせば、課題終了前に行えるように改定。 | 3 |
| ②中間評価においても行政事業レビューで求められているロジックモデルを評価票に含めることに変更。 | 4 |

2. その他

評価票の適用時期：

- ・令和 4 年度に実施の事前、中間及び事後評価から適用する。
- ・事前評価については、分野別委員会等があらかじめ策定したプランに基づいて分野別委員会等で評価を実施し、その後プランを分科会で審議・決定後、当該プランに基づき分科会で評価を実施・決定する。

科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）（抜粋）

第2章 Society5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策

2. 知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化

(2) 新たな研究システムの構築（オープンサイエンスとデータ駆動型研究等の推進）

(C) 具体的な取組

①信頼性のある研究データの適切な管理・利活用促進のための環境整備

○研究データの管理・利活用に関する取組を更に促す観点から、2022年までに、これらの取組の状況を、研究者、プログラム、機関等の評価体系に導入する。【科技、関係府省】

文部科学省における研究及び開発に関する評価指針（最終改定 平成29年4月1日文部科学大臣決定）（抜粋）

第2部研究開発評価の実施

第2章対象別事項

2. 2 研究開発課題の評価

2. 2. 2 重点的資金による研究開発課題

2. 2. 2. 4 評価の実施時期

(略)

また、研究開発課題の終了時に、目標の達成状況や成果等を把握し、その後の課題展開への活用等を行うため、事後評価を実施する。事後評価は、その成果等を次の研究開発課題につなげていくために必要な場合には、課題の終了前に実施し、その評価結果を次の課題の企画立案等に活用する。

このほか、研究開発課題の実施期間が長期にわたる場合には、3年ごとを目安に、情勢の変化や目標の達成状況等を把握し、研究開発の質の向上や運営改善、中断・中止を含めた計画変更等の要否の確認等を行うための中間評価を実施する。研究開発課題の実施期間が5年程度で終了前に事後評価の実施が予定される研究開発課題については、研究開発計画等の重要な変更の必要がない場合において、課題の性格、内容、規模等に応じて評価実施主体が、毎年度の実績報告等により適切に進行管理を行うことで、中間評価の実施に代えることができる。